

○日進市新型コロナウイルス感染症対策協力金（日進市独自分）

日進市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、大型連休（ゴールデンウィーク）中の外出自粛促進と市内の中小事業者や個人事業主等（以下「市内事業者」という）の支援を目的として、本市の休業協力に応じた事業者に対し、日進市独自で10万円の休業協力金を支給する。

1. 支給対象 ※面積要件なし、休業のみ対象、営業短縮は対象外

- ①「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金」（令和2年4月16日付）（以下「県要請協力金」という）の協力金交付対象施設一覧のうち、愛知県が定める営業時間短縮要件に該当しない又は休業開始日に間に合わなかった市内事業者

※支給対象となる施設は、愛知県が定める施設から変更ありません。

（例1）営業時間が早朝～夕方の喫茶店などの飲食店

（例2）休業開始日に間に合わなかった遊戯施設など

- ②愛知県が実施する「（仮）新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う理美容業界に対する協力金」の交付対象のうち、愛知県が定める休業開始日に間に合わなかった市内理美容事業者

2. 支給額

- 1 事業者あたり10万円（市内に複数の事業所を持つ場合も申請は一度のみ）

3. 協力金の支給対象となるのに必要な休業期間

令和2年4月29日（水）～令和2年5月6日（水）

（休業協力期間中、全日において休業すること。）

4. 申請に必要な書類（予定）

1. 協力金申請書（法人にあっては「法人番号」を記入）
2. 営業実態が確認できる資料（確定申告書の写し、帳簿の写し、業種に係る営業許可証の写しなど）
3. 休業等の状況が確認できる書類（事業収入額を示した帳簿の写し、休業期間を告知するホームページ、店頭ポスター等の写しなど）

4. 誓約書

※協力金申請書、誓約書の様式は未定です。決定次第お知らせします。

5. 受付開始時期

未定（決定次第お知らせします。）

6. その他

この協力金は、補正予算について市議会の議決を得た場合に実施します。

※ 問い合わせ先

産業政策部 産業振興課 担当：三角、中根

電話：0561-76-7366 ファックス：0561-73-1871

4月25日（土）及び26日（日）も出勤します。